都連青年部通信

部落解放同盟東京都連合会　青年部
2018 年　4月号

〒111-0024
台東区今戸 2-8-5

TEL　03-3874-7311

雇用相談のお知らせ

◆日時:4 月 18 日 13:30
(5/16、6/20、7/18)
※緊急の場合はいつでも対応します。労働に係る生活相談等お困りごとがありましたら気軽に相談ください！！

◆内容:国と都の専任の担当者が仕事探しの手伝いをします。
①就職や仕事探しのサポート
②職業訓練や非正規から正規へのキャリア・アップの相談
③失業・求職時の居住や生活費などの生活相談・支援
◆費用:無料
◆問い合わせは各支部へ！

3 月　取り組み

◆3 月 9 日(金)『青年部学習交流会』解放会館3F
◆3 月 12 日(月)『鳥取ループ・示現舎裁判第8回口頭弁論』 東京地裁
◆3 月 14 日(水)～21 日(水)2018 フクシマ連帯キャラバン行動
◆3 月 17 日(土)『反原発福島県民大集会』 福島県楢葉町、天神岬スポーツ公園
◆3 月 21 日(水)『さよなら原発全国集会』 代々木公園

今後の予定

◆4 月 8 日(日)『人権ネットワーク東京　第 4 回座談会』スマイル中野
◆4 月 22 日(日)『都連青年部大会』/『第3回聞取り活動』 解放会館3階
◆4 月 24 日(火)『きねがわ FW　with と場労組青年部』八広駅 14 時
◆5 月 20 日(日)『都連大会』台東区民会館

第 4 回座談会

日時：４月８日（日）10：30～
場所：スマイル中野 5F
ﾃｰﾏ：労働、貧困、階級問題/運動

東京で暮らすマイノリティの現状を伝える本の企画出版を目的に始まった座談会。これまで様々な当事者が生い立ちや想いを語り、差別の可視化や相互理解を深め、複合差別の現実も見えてきました。今回が最後の集大成です

青年部大会＆聞取り活動

日時：４月 22 日（日）11：00～
〈聞取り活動は 13：30～〉
場所：解放会館３F

今大会では、人事が注目です！青年部の皆さん！参加して下さいね！
聞き取り活動は、解放運動を担ってきた先輩方の歩みを学び、記録に残していく事を目的にしています。
今回は、品川支部で活躍され、沖縄反基地運動でも活躍しているＡさんです

現在の運動と次へのステップのために①～考える～青年部学習会のポイント

■現在の運動　差別の現実⇒糾弾闘争
・差別事件（身元調査など）…糾弾闘争の最終目標は差別する側から差別を許さない側へ転換させること
・差別行政…行政の責務を追究し政策を要求していく（部落差別解消推進法の具体的活用）
・狭山差別裁判…司法の民主化
↳ 共同闘争（反差別・人権ネットワークなど）で国際人権基準に合致した差別禁止法などを目指す
差別の現れ方や歴史も違うが相互理解し連帯していくことが重要

■そっとしておいて部落差別はなくなるか？〈「寝た子を起こすな論」批判〉
「運動や同和教育があるから、知らない人まで知って差別が広がる」「部落問題は古い人の考え」だから「そっとしておけばいい」という考えかた（封建遺制・近代主義）が正しいのか？
↳ ①「解放令」以後、国は何もしなかった→そして差別はなくならなかった。
②ほとんどの人が多少は知っている→ネットなどで「寝た子」は間違った意識で起こされる。
③運動があるから差別があるのではなく、差別があるから運動がある
【原因（差別）と結果（運動）の逆転】
④差別の現実の中で「泣き寝入り」を強要するのは大問題！ただ厳しい差別の反映で言えないこともある

■部落の公表、非公表をめぐって（差別の存在が前提）
公表か非公表かの二項対立は間違い、反差別か差別かの立場が重要。
・公表…自覚的運動（カミングアウト）と自覚的差別（アウティング＝晒す・暴く）
・非公表…防衛的に「隠す/配慮」と「寝た子を起こすな論」
ネットなどでアウティングされることで差別の実害を受けることもある

2018 フクシマ連帯キャラバン

～組織の枠をこえて青年の絆を作る～

新潟・福島・茨城・東京をまわり「脱原発」を訴えた『2018 フクシマ連帯キャラバン』が原水爆禁止日本国民会議主催で 3/14～3/21 に行われ、青年を中心に 10 団体が参加し、都連青年部からは参加者を交代しながら 4 人が参加しました。

原発の危険性について学び、街頭では脱原発を訴えながらシール投票を行ないました。シール投票では「原発に反対」の票が多数でした。そうした「脱原発」を願う人たちの想いを持って要請行動も行ないました。また各地で地元労働組合の方との学習交流も行なわれました。帰還した村役場職員への不当な対応、バイクで長時間にわたり空間線量にさらされる郵便外務、放射線量の高い山や森の管理をする森林事務所の方々、福島原発事故を経験し多くの不安と困難の中にいる子供たち、そして子供たちを支える教師。労働組合が中心のキャラバン隊に参加したからこそ貴重な訴えを聞けたのだと思います。今回、キャラバン隊で学び感じたことは、広く共有し、今後の運動に繋げていければと思います。

高校生平和大使 OB の「微力だけど無力でない」は本当に素敵な言葉です。私も、そう信じ「脱原発」を訴え続けたいと思います。　岸本萌

新潟 1日目

・結団式・

元気に団結がんばろう！

新潟 2日目

①柏崎刈羽原発 PR 館の見学

東電は原発の安全性をアピールするも中越地震では火災事故も起きている。

新潟～福島 3日目

②地元住民の会と昼食交流会

地盤が悪く液状化の問題や避難計画がきちんとされていない等問題がある。脱原発に向けた想いを語っていただく。

③巻原発住民投票の DVD 上映＆講演会

住民投票（投票率 88%）で原発建設を白紙に戻した

①新潟の駅で街頭宣伝＆シール投票

「原発に賛成？反対？」投票してもらいました。79 票中 70 票が反対

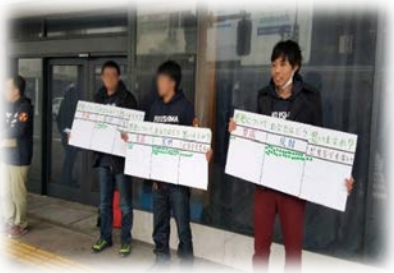

②復興庁に申し入れ

「脱原発」を訴える人々の想いを持って要請行動を行ないました。

福島 4日目

③現地労働組合・高校生平和大使 OB との学習交流会

Ⅰ.自己紹介・団長挨拶
Ⅱ.高校生平和大使のお話
Ⅲ.福島の労働組合からの報告（自治労、林野労組、JP 労組、福島県教祖など）見えない放射能の危険と闘いながら日々生活し仕事をする過酷さが伝わりました

①福島駅で街頭宣伝＆シール投票

86 票中７４票が原発反対。新潟に比べ若者が足を止めて投票してくれることが多く、福島原発事故を体験しているからこその結果だったと思います。

②「2018 原発のない福島を！県民大集会」

福島県楢葉町で開催され 3300 人が全国から参加。地元被災者は、福島原発廃炉、脱原発社会実現、被災者救済を切実に訴えた。

③いわき駅街宣行動

福島 5日目

②長泥フィールドワーク

ゲート周辺でも、未だに高い放射線量。住民は、生業・故郷・人生を奪われた。

Ⅰ.長泥ゲート
Ⅱ.114 号線
Ⅲ.請戸漁港
Ⅳ.請戸小学校
Ⅴ.大平山霊園

①飯館村役場　放射線量が高く排水溝付近（ホットスポット）では 1.6～3 まで上がる

牛のいない、かつての牛舎

津波の被害をそのまま残す小学校

③全港湾小名浜支部でミーティング

茨城 6日目

①各自治体要請行

Ａコース
Ⅰ.北茨城市役所
Ⅱ.高萩市役所
Ⅲ.日立市役所
Ⅳ.常陸大田市役所
Ⅴ.東海村役場
Ⅵ.ひたちなか市役所
Ⅶ.大洗町役場

Ｂコース
Ⅰ.那珂市役所
Ⅱ.常陸大宮市役所
Ⅲ.大子町役場
Ⅳ.城里町役場
Ⅴ.水戸市役所

Ｃコース
Ⅰ.笠間市役所
Ⅱ.小美玉市役所
Ⅲ. 鉾田市役所
Ⅳ. 茨城町役場
Ⅴ.県庁要請

②水戸駅街頭宣伝

反対票が多数でしたが、原発で働いているからと賛成票の人もいました。

③フクシマ連帯キャラバン行動茨城集会

東海村からの訴え、福島原発事故と東海原発の学習、キャラバン隊報告を行った。

東京 7日目

①経済連前行動 with 権利春闘

キャラバン隊から報告

②東電申し入れ

東電から申し入れの回答。その後質疑も行なった

③経産省要請

１０点の質問への回答があり、その後キャラバン隊より質問・意見を出した

④「さよなら原発」院内集会

韓国、日本から脱原発を訴えた

東京 8日目

①「さよなら原発」全国集会 in 代々木

『いのちを守れ　くらしを守れ　フクシマと共に』全国から１万２千人が集まり被災者の切り捨ては許さない！原発ゼロの実現！安倍政治を終わらせようと訴えました。フクシマ連帯キャラバンも登壇し報告と脱原発の想いをアピールしました。

シール投票　結果

新潟市（79 票）福島市（86 票）
いわき市（125 票）
水戸市（125 票）合計（415 票）
賛成総数（28 票　7%）
反対総数（333 票　80%）
どちらでもない（54 票　13%）
〇賛成理由…電力不足、雇用問題、震災はイレギュラー、経済問題、
〇反対理由…人間が制御できない、過酷な避難生活をした、外で遊べなかった、特別扱いやイジメがある、子供の健康被害、軍事利用の心配、原発事故を繰り返してはならない
〇どちらでもない理由…分らない、メリットもデメリットもある、有ったら危険だし、無くなったら不便

「全国部落調査」復刻版差し止め裁判 ～第８回口頭弁論～

「全国部落調査」復刻版差し止め裁判の第8回口頭弁論が3月 12 日に東京地裁でひらかれ、多くの支援者が集まりました。今回の口頭弁論では被告が準備書面 6 の説明をし、弁護団は準備書面 7 を提出しましたが時間の制約があり説明することは出来ませんでした。けれど、裁判官からの提案で、裁判官、原告代理人、被告で集まり法廷でない会議室でおこなう弁論準備が5月に決定しました。

ここでは、①原告がどのようにネットにアップされ被害を受けているか②陳述書や本籍地・住民票などを提出すると被告が公開する恐れがあるため提出方法の技術的な面を裁判官は注目しています。

弁護団が提出した準備書面7では、被告の準備書面5への反論が中心となっています。被告は差別に対して歪んだ考えを持っていて、陳述書にある結婚差別に「自分から伝えないと分らないことを伝えるから、めんどくさい奴と思われても仕方ない。黙っていればいいのに。頭がおかしいのではないか」と主張しています。それに対して差別は、そうしたものではないと伝えています。

5 月に行なわれる弁論準備までに 35 名分の陳述書を提出し、その後全原告の陳述書を提出していきます。

陳述書や今後行われる証人尋問では、具体的な損害を裁判官に伝えていくことが必要です。被告が、部落の地名・個人情報を晒したことにより、被害が広がっています。被害の調査や法務省・地方法務局に責任ある対応をするよう求めていくことが大切です。

「差別されない権利」を認めた相模原支部の判決に続く素晴らしい判決が出されることを求めましょう。

～個人情報の流出を止めない被告～

原告側は前回、第 7 回の口頭弁論において、原告の陳述書をネット上にアップロードしないよう求めましたが、被告は回答を避けていました。

その後、被告は Twitter 上で**「解放同盟の書面と追加の陳述書が届きました裁判に強い関心を持っている方は全国協に加入するか、DM をください」**などと書いています。被告は HP 上でも似たような事を書いており、陳述書を大々的に公開はしないものの、配布する気満々なのが一目瞭然です。

さらに被告は、被告側の準備書面や原告側の準備書面などの裁判書類を HP 上にアップロードしています。

ここで問題なのが、被告側の準備書面 6 の内容に原告の陳述書への反論が含まれており、そこには**陳述書を提出した原告の名前はもちろんのこと、陳述書の内容が断片的ながらも書かれている**ので非常に良くない状態にあります。反論の内容としても、都合の良い言葉を引用し、ないことをあることのように書くという卑怯なものでした。

そして、被告は各地の部落を訪れては、HP 上に記事として写真とともに載せており、それを部落探訪と称し、現在までに 62 件の記事が公開されています。**原告の陳述書が提出されてからは、原告の出身地を訪れ、部落探訪の記事にしており、さらには、現地の住民に聞き込みまで行なっているのです。**

個人情報が載っている書類のアップロードや部落探訪と称した記事、こういった行為は絶対に許せません。
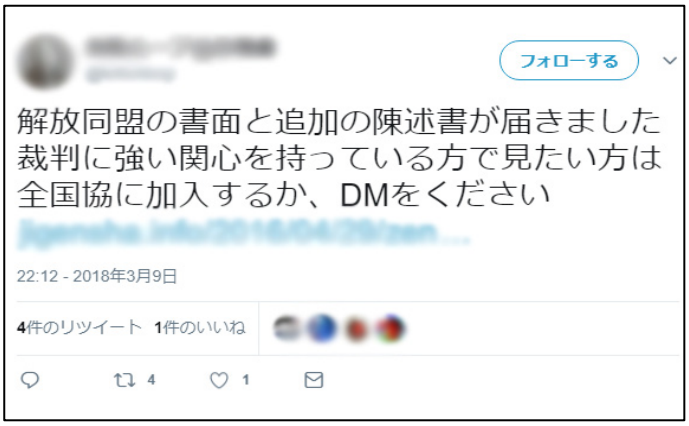
特に、陳述書などの個人情報が載っている書類等が被告によってネット上にアップロードされているのを発見した場合は、**写真やスクリーンショットなどを撮って保存**のうえ、解放同盟まで連絡を！！